

## 府立学校における今後の教育活動等について

令和3年4月2日

大阪府教育庁

令和3年4月5日（月）から令和3年5月5日（水）までの教育活動等については、以下のとおり実施するものとする。

### 1 基本方針について

- (1) 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態で教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動は実施しない。

### 2 感染症対策の徹底について

- (1) 基本的な感染症対策の徹底
  - ・マスクの着用
  - ・手洗いの徹底
  - ・換気の徹底（當時換気が難しい場合は30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）
- (2) 健康観察の徹底
  - ・児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察を実施することを徹底する。
  - ・児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。
  - ・登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。
  - ・教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。
- (3) 給食・食事時の指導や食堂の利用
  - ・食事の前後の手洗いを徹底する。
  - ・机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。

### 3 教育活動上の対応について

#### (1) 泊を伴う教育活動等

修学旅行等、泊を伴う教育活動については、「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウィルス感染症対策）に係るガイドライン」の内容を踏まえ、慎重に判断するとともに、実施する場合は感染症対策を徹底すること。

また、府県間の移動を伴う教育活動（校外学習など）を行う場合、移動先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は中止すること。

加えて、期間中において府県間の移動を伴う教育活動を新たに計画する場合、大阪府外への不要不急の外出・移動が自粛されていることを踏まえ、その必要性等を慎重に検討すること。

#### (2) 感染リスクの高い教科活動

以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 体育の授業実施上の留意点

- ・可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときはマスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空ける。

(4) 学校行事等

- ・入学式については「令和3年度入学式の実施について（通知）」（令和3年3月5日付け教高第3531-2号）に基づき実施すること。
- ・基本的な感染防止対策を講じたうえで、実施すること。

(5) 部活動

- ・活動については、『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）「部活動に関する留意事項」』を再度徹底する。
- ・なお、本期間においては以下の対応とする。
  - ① 普段の練習においては、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。ただし、公式な大会等（※）への出場に向けて、事故防止の観点から、これらの活動を行う必要がある場合は、十分な感染症対策を講じたうえで最小限にとどめること。  
※ 公式な大会等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会やコンクール等
  - ② 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら食事をすることを控えるとともに、終了後においては生徒どうしで食事をすること自体控えるよう、特に指導を徹底すること。

## 4 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。

(2) 感染症への不安等により登校できない児童生徒等への対応

- ・健康状態や学習状況を把握するとともに、学校での学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- ・合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

(3) 児童虐待への対応

- ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。
- ・児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。

## 5 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業について

学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかについては、教育庁が保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえて検討し判断します。

臨時休業を実施する場合は、原則として当該学校の全部を休業としますが、状況に応じて、保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえ、例えば、学校再開の判断において課程や学年等別に必要な期間を設ける場合もあります。（「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）」p.41-42）

## 6 参考資料等

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

（令和2年12月25日 大阪府教育庁）

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

（令和3年1月8日付け 教保第2310号）

「[COVID-19] 児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応の改訂について（通知）」

（令和3年2月24日付け 教保第1480-2号）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」

（令和2年12月10日付け 教高第3162号）

「令和3年度入学式の実施について（通知）」

（令和3年3月5日付け教高第3531-2号）

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

（令和2年12月18日付け 教支第1710-4号）